

水道料金の改定について

令和8年(2026年)8月4日
東大阪市上下水道局
水道総務部水道経営室企画課



MONOZKURI CITY

HIGASHI-OSAKA

WHERE THE ANSWER IS





目次

1. 審議会の審議経過
2. 前回答申後の対応
3. 現行の料金表
4. 条件設定



審議会の審議経過

		開催日	開催内容
令和 6年度	第1回	8月9日	- 水道料金の改定について(諮問) - 財政シミュレーションの見直しについて - 主な条件設定(財政目標・施設整備計画) - 料金改定を行わない場合の収支見通し - 料金体系の方針
	第2回	9月5日	- 水道料金の改定について - 主な条件設定(施設整備計画(その2)) - 前提条件を踏まえた料金改定時期・料金改定率 - 見直し前・見直し後の財政シミュレーション比較 - 料金改定率・料金体系
	市議会への中間報告		
	第4回	11月11日	- 水道料金の改定について - 主な条件設定(財政目標・施設整備計画) - 中間報告とその修正案について - 中間報告・修正案の財政シミュレーション比較 - 料金改定率・料金体系
	答申	11月11日	答申書提出



審議会の審議経過

諮問

水道料金の改定について【令和6年8月9日】

答申の概要【令和6年11月11日】

①料金改定時期・料金改定率

- 料金改定時期は令和7年10月1日とすることが妥当
- 料金改定率は平均約28%の値上げとすることが妥当

②料金体系

- 料金の激変が生じないよう配慮するため、現行通りの用途別料金体系とすることが妥当
- 浴場用については、料金を据え置くことが妥当
- 基本水量についても現行通り存置することが妥当
- 料金収入に占める基本料金の割合を高めることが妥当
- 大口使用者に負担が偏っている家事用の従量料金の逡増度を緩和することが妥当



審議会の審議経過

諮問

水道料金の改定について【令和6年8月9日】

答申の概要【令和6年11月11日】

③付帯意見として

- 料金改定による利用者への影響をできるだけ緩和するため、令和7年10月に平均約19%、令和10年4月に平均約8%、2回の改定で平均約28%とする段階的な料金改定とすることも可とします。ただし、財政目標の設定条件を緩和することにより、料金算定期間内の段階的な改定を実施する場合は、できるだけ早期に財政目標の水準とすることを提言。
- 広報誌や検針時のチラシ、インターネット媒体を用いるなど、様々な手法を工夫し、幅広い世代に、丁寧でわかりやすい広報を行うことを提言。
- 経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえた上で、将来世代に負担を先送りしないよう定期的に料金の見直しを行うことを提言。
- 口径別料金体系の導入や基本水量の解消といった料金体系のあるべき姿が実現できるよう、次回の改定に向けて継続的に検討を進められることを提言。



前回答申後の対応

令和6年度

- ・ 答申の内容を踏まえ、令和6年12月の市議会において給水条例の改正案を提案しました。

内容としては…

- ・ 給水条例の改正案では、答申書の付帯意見を踏まえ、令和7年10月に約19%、令和10年4月に約8%の二段階での料金改定として提案しました。

市議会での審議の結果

- ・ 今回提案した条例改正案が上下水道事業経営審議会において慎重にご審議いただいた結果であることを大変重く受け止められ、令和7年10月の約19%の料金改定については認められました。
- ・ 令和10年4月の約8%の料金改定については、その必要性は認めつつも、今後の国庫補助金の確保や経営努力を踏まえて改めて算定すべきとの判断が示され、現時点では見送られました。



令和7年度

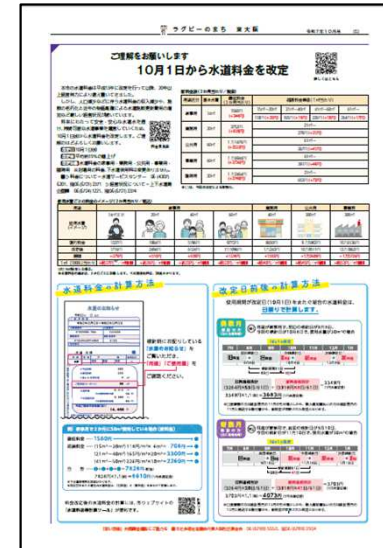
- ・ 令和7年4月に東大阪市自治協議会にて料金改定を報告
- ・ 令和7年7月に局広報誌「水さき案内」(29号)に料金改定を掲載
- ・ 令和7年8～9月に給水契約者に対して料金改定のチラシを配布
- ・ 市広報紙「市政だより」(10月号)に料金改定特集記事を掲載
- ・ 令和7年10月に料金改定(平均約19%)の実施



水さき案内(29号)



料金改定のチラシ



市政だより(10月号)



現行の料金表

令和7年10月に平均約19%の料金改定を実施し、1ヵ月あたりの料金表は下記のとおりとなっている。

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逓増型

※表中の金額は、全て税抜

用途区分	基本水量	基本料金	従量料金単価(1m ³ あたり)						
家事用	7m ³	780円 (+172円)	8～10m ³ 118円 (+20円)	11～20m ³ 165円 (+19円)	21～30m ³ 226円 (+18円)	31m ³ ～ 264円 (+17円)			
業務用	10m ³	1,876円 (+414円)	11m ³ ～ 278円 (+31円)						
公共用	30m ³	5,738円 (+1,266円)	31m ³ ～ 367円 (+41円)						
事業用	30m ³	8,472円 (+1,868円)	31m ³ ～ 391円 (+44円)						
臨時用	10m ³	6,232円 (+1,374円)	11m ³ ～ 653円 (+73円)						
浴場用	500m ³	31,000円	501m ³ ～ 600m ³ 62円	601m ³ ～ 2,000m ³ 102円	2,001m ³ ～ 3,000m ³ 104円	3,001m ³ ～ 4,000m ³ 113円	4,001m ³ ～ 5,000m ³ 123円	5,001m ³ ～ 6,000m ³ 189円	6,001m ³ ～ 247円

()内は改定前からの上がり幅



条件設定(財政目標・料金算定期間)

財政目標の設定については、前回のとおり。「ひがしおおさか水道ビジョン2030」に基づく。

	前回(R6の料金改定検討時)	今回
料金回収率	<u>100%以上を維持</u>	変更なし
資金残高	給水収益の 6ヵ月分以上確保	変更なし
企業債残高対 給水収益比率	<u>原則350%以下</u> <u>一時的に500%以下まで許容し、</u> <u>令和27年度末に350%以下の達成</u> <u>を目指す</u>	変更なし

料金算定期間については、前回の最終年度であるR11までとする。

	前回(R6の料金改定検討時)	今回
料金算定期間	<u>R7からR11(5年間)</u>	<u>R9からR11(3年間)</u>



条件設定(財政シミュレーション)

財政シミュレーションの設定については、下記のとおり。

	前回(R6の料金改定検討時)	今回
R7～R17までの 施設整備事業費	・水走配水場更新 : 約196億円 ・新水道庁舎整備 : 約29億円 ・管路更新 : 約342億円 ・その他施設更新 : 約62億円 (合計: 約629億円)	・水走配水場更新 : 約166億円 ・新水道庁舎整備 : 約30億円 ・管路更新 : 約355億円 ・その他施設更新 : 約96億円 (合計: 約647億円) このほか、受託工事費を約36億円計上 ※水走配水場更新は解体工事費を除外 (解体工事はR18以降とした) ※シミュレーション時にはR7、R8は決算値等 に置き換える
建設工事費 デフレーター による補正	・R7～R9の施設整備費には、毎年「5.2%」の上昇を見込み算定 ・R10～R17の施設整備費には、毎年「1.5%」上昇を見込み算定 ・ただし、R7～R17の管路更新事業費は約31億円/年とする	変更なし



条件設定(財政シミュレーション)

財政シミュレーションの設定については、下記のとおり。

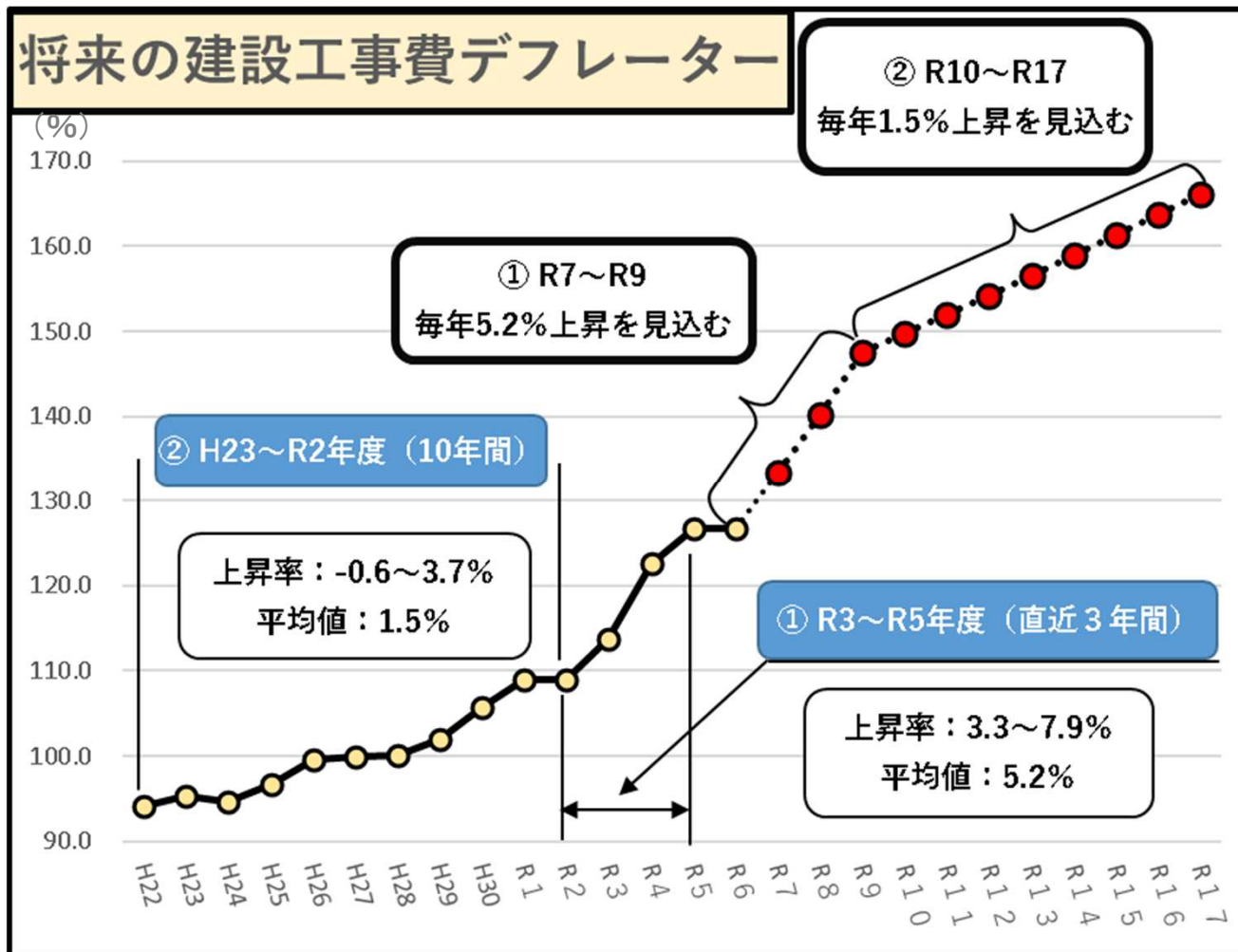
	前回(R6の料金改定検討時)	今回
補助金	<u>約2.2億円(耐震化補助金)</u> を見込む	<u>管路更新事業費の1/10</u> <u>水走配水場更新事業費の1/4</u> を見込む
企業債借入金利	<u>2%年賦で算出</u>	<u>3.5%年賦で算出</u>
物価・賃金上昇	<u>考慮せず</u>	<u>内閣府資料(中長期の経済財政に 関する試算)をもとに考慮する</u>



条件設定

● 建設工事費デフレーターによる補正

- 前回内容より、変更なしとする。



- ☆R7~R9の事業費には毎年5.2%の上昇を見込む(R3~R5の平均値)
- ☆R10~R17の事業費には毎年1.5%の上昇を見込む(H23~R2の平均値)



条件設定

●企業債借入金利

- 令和6年度の料金改定検討時は企業債借入金利を2%と設定していたが、近年の金利の上昇が顕著であるため設定を見直す。
- 地方公共団体金融機構の令和8年7月28日以降適用金利(3.5%)を参考に、料金改定時の2%及び内閣府「中長期の経済財政に関する試算」からの乖離を考慮し、R8年度からR17年度の企業債借入金利を3.5%と設定する。

【検討内容】

(%)

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
名目長期金利※ (過去投影ケース)	1.7	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.7
適用金利の想定	3.0	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.1

R8時点の地方公共団体金融機構の金利3.5%と名目長期金利との差が1.4%であり、R9以降の想定適用金利が表の下段となる。

財政シミュレーション上の金利を3.5%とする

※参考文献：内閣府-中長期の経済財政に関する試算
(令和8年1月22日経済財政諮問会議提出)



条件設定

●物価・賃金上昇

- 令和6年度の料金改定検討時に比べ、物価、賃金の上昇が顕著であるため、料金改定のシミュレーションに物価、賃金の上昇率を考慮する。
- 上昇率については、下記「中長期の経済財政に関する試算」より「過去投影ケース」を採用する。

		(%)									
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
消費者物価上昇率※ (過去投影ケース)	2.6	1.9	1.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
賃金上昇率※ (過去投影ケース)	3.2	3.2	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

※参考文献：内閣府-中長期の経済財政に関する試算（令和8年1月22日経済財政諮問会議提出）

